

日常生活用具給付事業

■ サービスを利用できる人

豊中市在住の65歳以上のひとり暮らしの人又はこれに準じる人で、火の消し忘れなどがあり、防火の配慮が必要な人

■ 日常生活用具の種類

電磁調理器（IH用の片手鍋・フライパン付き）

■ 自己負担

前年度の所得税額により、自己負担が生じる場合があります。

※他市から転入された方は、所得税額確認のため、源泉徴収票及び確定申告書のコピーを提出していただくことがあります。

■ 申込から設置までの流れ

①申込者は申込書を市へ提出してください。

②申込者あてに決定通知書を送付します。

※決定通知書が申込者に届くまで、2週間程度かかります。

③業者から申込者に、器具取り付けの日程調整のため、直接電話連絡をさせていただきます。

申込者は、業者と直接日程調整をしてください。ただし、申込者が対応できないときは、家族・CMなどが代行することも可能です。

④器具設置後、申込者には、日常生活用具給付券に署名をしていただきます。

■ その他

機器が故障した場合・・・故障は、自己負担となります。

廃棄処分する場合・・・廃棄処分は、自己負担となります。

■ 設置業者連絡先

株式会社片岡デンキ 緑地店

〒561-0817 豊中市浜4丁目3番9号

電話：06-6151-3393

<問い合わせ先>

豊中市役所 福祉部 長寿安心課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎1階）

電話 06-6858-2856（直通）